

ニュースリリース

職場での労働トラブルは我慢せずに弁護士に相談を！」
退職勧奨や不当な扱いに悩まされる社員を守る
新サービス「退職勧奨ブロックプラン」が誕生。

より身近なリーガル・サービスを目指す弁護士法人アディーレ法律事務所（東京豊島区、代表弁護士：石丸幸人、以下アディーレ）は、法律相談実績 100,000 人を突破しました。この実績を励みに今後もお悩みを抱える方々をサポートしたいと考えており、そのひとつの形として、職場での労働トラブル解決を図る「退職勧奨ブロックプラン」を導入いたしました。アディーレの労働問題 Web サイト (<http://www.adire-roudou.jp/>) 内に、特設ページも開設しております。

■ブラック企業が起こす労働トラブルが社会問題に

「サービス残業」などの過酷な労働条件、「追い出し部屋」のような退職強要、「退職届を書かせる」などの自主退職を求める行為…。ブラック企業と呼ばれる会社からの従業員への不当な扱いが大きな社会問題になっており、テレビや新聞の報道も後を絶ちません。

会社が社員に行う不当な扱い	
退職勧奨	退職強要
不当な部署異動	不当な出向
突然の降格処分	給料の未払い
突然の減給	損害賠償請求

アディーレでは、このような事態に対応するため、2013 年 1 月から、労働トラブルのご相談の受付を開始しました。就業中の会社との労働トラブルに関するご相談も数多く寄せられており、ブラック企業による、社員を使いつぶす不当な扱いの多さ、問題の深刻さを痛感しております。

■在職中の労働トラブルは、弁護士の介入により円満解決へ！

就業中の会社との労働トラブルでご相談いただいた方々の中には、その後、ご自身で会社と交渉を行われた方が少なからずいらっしゃいました。しかし、その結果、雇用環境が改善しなかったどころか、さらに不利な状況に追い込まれ、再度ご相談いただいたときには、「もはや打つ手がない」という方もいらっしゃいました。

私たち弁護士は、皆さまに法的な見解をアドバイスできるだけではありません。弁護士が介入することで、ご自身だけでは解決できない就業中の会社での労働トラブルを解決することができます。そこで今回、在職中の方が抱える退職勧奨や退職強要、不当な扱いなどを解決するため、「退職勧奨ブロックプラン」を導入しました。

■ 「退職勧奨ブロックプラン」概要

在職中の依頼者の方が会社から受ける退職勧奨や退職強要、それに準ずる行為（望まない部署異動や出向、降格処分、減給など）と、その予告について、弁護士が会社と任意交渉（労働審判を前提としない）を行い、解決を図るサービスです。



Web ページ : <http://www.adire-roudou.jp/block/>

フリーダイヤル : 0120-610-241 (ロウドウ ツヨイ)

※朝 10 時から夜 10 時まで、土日祝日も休まず受け付けております。相談は無料です。

■ 「退職勧奨」、「退職強要」とは？

退職勧奨・・・会社が社員に対して、「退職してほしい」などと言い、自主退職を働きかける行為のこと。退職勧奨に応じるか否かは社員の自由であり、退職に応じた場合、労働契約上の合意解約となり、解雇にはあたらない。「肩たたき」とも言われている。

退職強要・・・会社が社員に対して、「退職届を出せ」と執拗に迫るなど、労働契約の解除を強要する行為のこと。会社は正当な理由がないと解雇できないため、退職強要を迫る。脅迫的な退職強要や、退職強要を拒否した社員を解雇する行為は違法である。

【弁護士法人アディーレ法律事務所】

アディーレ（ラテン語で"身近な"）では「弁護士をより身近な存在に」という理念の下、代表弁護士石丸幸人を筆頭に、弁護士 110 名以上を含む総勢 600 名以上の態勢で、債務整理・交通事故・離婚問題・刑事事件・労働トラブルなどさまざまな問題の解決にあたっています。法律事務所としては国内最多となる全国 47 拠点、相談実績は 100,000 人以上（2013 年 6 月現在）。日本最大のネットワークを持つ法律事務所として、全国各地からのご相談に対応しております。また、ご相談にみえる方のプライバシーを保護するため「プライバシーマーク」を取得したほか、お車でお越しの方のための「無料駐車場」、お子さま連れの方のための「キッズスペース」など、ご相談しやすい環境づくりを心掛けています。代表弁護士の石丸幸人は、テレビ朝日「スーパーモーニング」、日本テレビ「行列のできる法律相談所」などメディアにも数多く出演しております。

[関連リンク URL]

<http://www.adire.jp/>

<本件に関するお問い合わせ先>

TEL:03-5950-0268 FAX:03-5949-7058

弁護士法人アディーレ法律事務所 広報部

〒170-6037 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60/37F